平成２８年（フ）第１３９号
宮崎県延岡市北一ケ岡３丁目10番３―204号
債務者　杉本　叶恵
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第１４０号
宮崎県東臼杵郡門川町南町４丁目160番地
債務者　中村　昭子
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第１４１号
宮崎県延岡市惣領町20番６号
債務者　富高まどか
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第１４５号
宮崎県日向市永江町１丁目120番地１
債務者　村田　麻世（旧姓黒木）
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第９６号
松江市美保関町下宇部尾406番地
債務者　井ノ口礼子
1　決定年月日時　平成28年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
松江地方裁判所民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第１２７２号
札幌市中央区南９条西11丁目１番11号
破産者　有限会社山田標札店
1　決定年月日　平成28年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９８号
栃木県足利市小俣町1641番地５
破産者　株式会社フルシアンテ
1　決定年月日　平成28年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１０４４号
東京都昭島市松原町２丁目16―３、開始決定時の住所東京都新宿区北新宿３丁目35―５
グランエッグス東中野Ａ　201号室
破産者　石渡　侑子
1　決定年月日　平成28年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６８７号
東京都三鷹市新川６丁目11番16号
破産者　有限会社尽力社
1　決定年月日　平成28年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第６８８号
東京都三鷹市新川６丁目11番16号
破産者　許斐宗三こと　許　　宗三
1　決定年月日　平成28年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１５４４号
横浜市中区長者町２丁目５番14号セントラルビル303号
破産者　横浜航空測量株式会社
1　決定年月日　平成28年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０１８号
愛知県弥富市神戸10丁目464番地56
破産者　株式会社いわしや医療販売名古屋
1　決定年月日　平成28年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３５８号
神戸市長田区本庄町８丁目４番７号
破産者　有限会社和田彦商店
1　決定年月日　平成28年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６０９号
神戸市兵庫区駅前通１丁目３番22号
破産者　ナドレインダストリー株式会社
1　決定年月日　平成28年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２８２号
和歌山県海草郡紀美野町長谷1260―31
破産者　株式会社メタルｅコート
1　決定年月日　平成28年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３８６号
和歌山県橋本市野88番地
破産者　橋本興業株式会社
1　決定年月日　平成28年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２９号
和歌山市島橋東ノ丁１―47
破産者　株式会社スターライフ
1　決定年月日　平成28年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第４７号
長崎県長崎市八千代町１番15号、旧本店所在地長崎県五島市上大津町539番地１
破産者　株式会社海寿工業
1　決定年月日　平成28年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４８号
長崎県長崎市八千代町１番15号
破産者　有限会社大港工業
1　決定年月日　平成28年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１２５号
三重県鈴鹿市国府町2197番地の１　レンタルアパートホップ105号、前住所三重県鈴鹿市国府町4670番地の１
破産者　濵口　浩二
1　決定年月日　平成28年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係